

会報

昭和57年 No. 18

近促法特集号

中小企業近代化促進法概要

関係助成措置のあらまし

社団法人全国建設機械リース業連合会

卷頭言



(社)全国建設機械リース業連合会 会長 山内鹿蔵

業界近代化の指定業種について詳解特集号を発行するに際し、昭和45年全国連合会を創設して以来、47年に建設機械器具賃貸業が日本標準産業分類に設定されたのをはじめ同年約30機種の法定耐用年数の短縮、49年建設大臣の社団法人許可、52年より建設関連業処遇となるなど建設省、通商産業、労働ほか各省、中小企業庁等からそのとき、その折の情勢、経済、建設業界の変動に対応して何かとご指導にあずかり、着々と成長発展して今日に至りましたがこのたび今後の機械化施工上、当業界の強化、近代化が急務とのことで育成くださることになり、指定業種に加えられたことを感謝いたしております。

指定業種は建設大臣が近代化5ヶ年計画を策定することご承知のことと存じますが、実質的には全建リース連の会員協会、組合傘下の企業の実態調査を基とする集大成ですので調査票のご提出など各位のご協力を願わなければ折角念願であった指定業種も花が咲きませんし、実のなる特定業種にななりません。

この意とするところを充分ご理解くだされて各

企業ならびに各団体が長年にわたって要望努力して参りました構造改善事業や高度化事業の実現に拍車をかけるため指定業種ではかられる調査には意欲をもって対処し、関係ご担当官の期待に沿うことが肝要と存じます。

なお、特定業種に幸い移行した場合、構造改善事業に参画できるのは会員の企業に限られていますのでその節は奮って参加協力せられ、種々の恩恵に浴せられることを今から要望しておきます。

また現在地域団体(協会、組合)に未加入の建設機械器具賃貸業者又は兼業者の方に参加を促すよい機会であり、よき題材と存じますのでこの際活力の増進をはかり共々近代化事業をはじめとする事業を成功させて地域業界の健全な発展および国民生活の安定向上に寄与する業界となるよう併せてお願い申し上げて卷頭のご挨拶にかえさせていただきます。

会報第18号 目次

卷頭言・山内会長	1
望まれる体質改善・庄政志	2
近代化に思う・田中康之	3
ごあいさつ・谷田部嘉彦	4
指定に当って・吉田文毅	5
近代化審議会等構成員名簿	6
助成措置のあらまし・島村博幸	8
近代化計画 調査開始・志茂法人	29
編集後記	30

(敬称略)

望まれる体質改善



分科会委員長
成城大学法学部教授

庄 政志

早春の候となりましたが、会員の皆様方には、益々御盛栄のことと御慶び申し上げます。

さて、皆様、御存知の通り昨年の政令改正により建設機械器具賃貸業も中小企業近代化促進法第3条による「指定業種」に追加されました。これにより、当業界は一定の金融上の恩典（中小公庫・国民公庫近代化貸付、中小企業事業団企業合同資金貸付、中小企業信用保険公庫近代化保険）を受けられることになりましたが、同法により「近代化計画」を作成しなければなりません。

これは、最近の建設業界において、経営の合理化、ジョイント・ベンチャーの採用等により、建設機械の導入が購入方式からリース・レンタル方式へと急速に変ってきたため、建設機械器具賃貸業は建設業において益々重要な機能を當むことになった結果ともいえます。

しかし、残念乍ら、比較的歴史の浅い業界ということもあります、経営規模、設備、整備体制、稼働率、契約形態、料率、環境保全、労働条件等をめぐり問題がある旨指摘されています。そこで、国家経済的見地から業界の体質改善が強く要求されるに至った訳であります。

この度の近代化計画は、そのような諸問題を解決し、建設業のニーズに対応すべく、設備の近代化、経営規模又は方式の適正化（企業合同、協業化等）、競争の正常化、取引関係の改善、省力用

・省エネ用機器等新型機器の開発、技術・技能の向上、整備体制、公害対策、安全対策、従業員の福祉向上等多くの重要事項について立案されることになります。

今後、建設業界を取り巻く経済環境も益々厳しくなることが予想されますので、この計画は、国民経済発展のためのみならず、業界の将来のためにも是非達成することが望ましいと考えられます。

近日中に、実施させていただきます実態アンケート調査は、当業界の実情を把握し計画を立案するため必要不可欠なものであります。このアンケート調査につきましては、目下、実態調査委員会で調査内容、方法等につき御検討中ですが、4月頃実施される予定ですので、御多忙中、誠に恐縮ですが、御協力の程宜しく御願い申し上げます。

「近代化」に思う



建設省大臣官房建設機械課課長

田 中 康 之

世の中が複雑になって来ると、ある社会的現象を一語で表わすことがむつかしくなって抽象的な語が用いられるようになる。「近代化」というのもその例であろう。歴史上の近代といふのは、日本史では明治以降を指し、西洋史では資本主義社会の始まった19世紀以降を指す、したがって文字通りに近代化を解すれば妙なことになる。あえていえば現代化とでも云うべきで英語では modernization である。合理主義的な新しい感覚で事を処すようにするといった意味であろうか。

建設機械器具賃貸業が企業である以上、常に体質の改善を図って来てることに異論はないが、熟年高齢者が時どき人間ドックに入つて身体を多面的にチェックする事が望ましい様に、企業も何かの機会に改めて近代化合理化の面で遅れがないかを検討することは大切であろう。それには中小企業近代化促進法の指定業種になった現在が最も良いタイミングと思われる。

社会は今激動とも云われる程早いテンポで変化していて、これについて行くのは容易ではない。比較的保守的といわれる建設業やその関連産業の中にあって、建設機械器具賃貸業は若い産業ながらフレッシュな感覚をもつた経営者が多いので、中小企業近代化促進法もまさに所を得た感があり、大きい成果が期待される。

工事施工に当つて、建設機械の役割の大きさは

今さらいうまでもないが、その効率的活用の面で果していいる建設機械器具賃貸業の責任は重大で、当業界が近代化されることは、単に企業の発展のみならず、建設事業全体の近代化につながるわけである。これを契機に企業がリフレッシュされ、更に発展されることを心から望むものである。

ごあいさつ



建設省計画局建設振興課課長

谷田部嘉彦

(社)全国建設機械リース業連合会会員の皆様方におかげましては、かねてより、建設行政の円滑な推進にご協力をいただき深く感謝する次第でございます。

ご承知のとおり、建設業は道路、公園、上下水道等の公共施設、工場、店舗等の産業及び流通施設をはじめ個人住宅の建設に至るまでのあらゆる施設の整備を通じて、国土建設の直接の担い手として、我が国経済社会において重要な役割を果たしています。

また、我が国の建設投資は国民総生産の約2割に相当し、これらの建設活動を支える建設業は企業数及び就業者数においても全産業の約1割を占める重要な基幹産業に成長してまいりました。

一方、建設業の関連産業としての建設機械器具賃貸業は、様々な建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業を営むものであります。最近の建設業の工事施工における経営効率の向上、ジョイント・ベンチャー方式の増加など発注方法の変化等により、業界も従来の建設機械の自己所有から外部機械へ依存する傾向が高まっており、これによりリース・レンタルの需要が急速に増加しつつあり、建設業の関連産業としての建設機械器具賃貸業が建設業の施工に果す役割はますます重要になってきています。

しかしながら、建設機械器具賃貸業の状況をみると、この業界は昭和30年代以降に設立された企業が大部分で、比較的歴史の浅い業種であり、中小零細規模の企業が多く、そのためもあって個々の企業は総じて経営管理及び財務体質面が弱体

であります。また、近年は建設投資の伸びが足踏みする中で、倒産が高水準で推移する等経営環境に厳しさがみられます。

建設機械器具賃貸業がこのような試練の時代を克服するためには、個別企業における経営基盤の確立をはじめ、業界ぐるみの近代化構造改善を推進することが強く望まれているところであります。

このような業界の実情を踏まえて、国は、昨年10月9日付けをもって、建設機械器具賃貸業を中小企業近代化促進法の指定業種に指定いたしましたが、現在、業界の抱える諸問題を克服し、その近代化を図るために中小企業近代化計画について、中小企業近代化審議会の建設機械器具賃貸業分科会及び実態調査委員会に審議をお願いしているところであります。

会員の皆様方には業界の実情を正確に把握するための実態調査にご協力をいただくことになりますが、この調査は、建設機械器具賃貸業の近代化に資する貴重な資料となりますので、趣旨をご理解いただき、ご多忙中とは存じますがよろしくご協力をお願い致します。

さらに、中小企業近代化促進法に関する金融・税制上の諸施策が真に実効をあげるためには、皆様方自らの努力が重要であることを十分認識され、(社)全国建設機械リース業連合会のもと、一層相互の結束を固められ、業界発展のために精進されることを願うものであります。

終りに、(社)全国建設機械リース業連合会並びに会員の皆様方のご健康とご活躍を祈念して私の挨拶といたします。

建設機械器具賃貸業の 中小企業近代化促進法指定業種 指定にあたって



中小企業庁計画部計画課課長

吉田文毅

昨年10月の中小企業近代化促進法施行令の一部改正に際しまして、建設機械器具賃貸業を新たに指定業種に加えたところがありますが、同法の所管課長として、一言御挨拶を申し上げます。

建設業は我が国産業の中で、事業所数においておよそ8.5%を占め、その殆んどが中小企業であり、また、中小建設業に働く人は、約435万人と、2次・3次産業全体の13%を占める等重きをなすに至っております。

建設機械器具賃貸業は、その建設業界に設備等を供給することを通じて、これを支える重要な役割を担っているわけであり、リース設備の整備、取引関係の一層の円滑化など、その近代化・合理化の促進は、ひとり貴業界のみならず、建設業全体の近代化につながるとともに、ひいては、中小企業近代化促進法の大きな目的たる、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも資するものであります。

最近の建設業界を顧みますと需要が落ち込む等の状況にあり、貴業界を取り巻く環境は近来になく厳しいものがあると認識しておりますが、それだけに、ますます近代化の必要性は高まっているとも考えられます。

たしかに、こうした状況の下で、近代化を推進していくには何かと御苦労も多いことと思いますが、本事業の成否は、業界構成員及び団体各位の熱意如何によるところが大きいこともあります。ぜひとも皆様の御熱意によって、貴業界の一層の近代化が達成されますことを祈ってやみません。

私どももいたしましても、中小企業近代化促進法を中心とした支援は惜しまぬつもりであります。

ところで、もれ聞くところによると、貴業界には、今後さらに構造改善事業にも着手したいとの意向があるやに伺っておりますが、業界ぐるみで近代化に取り組もうとされている皆様の御熱意と全国建設機械リース業連合会の日頃からの活動状況等、構造改善事業を行なうための素地は熱しつつあるものと感じております。

中小企業近代化促進法の特定業種指定については今後、建設省と中小企業庁との間で検討を進めることとなりますが、いずれにしても、貴業界の占める重要な位置に鑑み、その抜本的な近代化が進むことは、極めて喜ばしいことであります。皆様のより一層の御努力と御発展を期待いたしまして、御挨拶に代えさせて頂きます。

中小企業近代化審議会 (建設機械器具賃貸業)構成員

建設機械器具賃貸業分科会

庄 政 志
(成城大学法学部教授)
田 中 康 之
(建設省大臣官房建設機械課課長)
谷田部 嘉 彦
(建設省計画局建設振興課課長)
吉 田 文 純
(中小企業庁計画部計画課課長)
鯨 井 鍾 一
(中小企業事業団総務部部長)
辛 川 鎞
(中小企業金融公庫業務部部長)
吉 川 豊
(財)建設業振興基金指導部部長)
前 川 芳 朗
(中小企業診断士)
坪 質
(社)日本建設機械化協会専務理事)
津 雲 孝 世
(鹿島建設技術研究所副所長)
山 内 鹿 藏
(社)全国建設機械リース業連合会会长)
志 茂 法 人
(" 理事)
小 俣 実
(" 理事)
三 瓶 德 司
(" 理事)
松 田 寛 司
(" 理事)

建設機械器具賃貸業実態調査委員会

志 茂 法 人
(社)全国建設機械リース業連合会理事)
渡 辺 弘 之
(建設省計画局建設振興課金融専門官)
海老原 明
(建設省大臣官房建設機械課課長補佐)
藤 田 俊 雄
(中小企業庁計画部計画課計画専門官)
中 村 寿 雄
(千葉商科大学商経学部助教授)
前 川 芳 朗
(中小企業診断士)
内 田 保 之
(社)日本建設機械化協会調査部部長)
尾 崎 英 作
(大成建設機工務本部機械部指導担当部長)
後 藤 毅
(社)全国建設機械リース業連合会理事)
福 山 勝
(" 理事)
保 坂 益 男
(静岡県重機建設業工業組合専務理事)
木 村 春 樹
(社)全国建設機械リース業連合会事務局長)

建設機械器具賃貸業実態調査委員会委員 (順不同)



志茂法人委員長



渡辺弘之委員



海老原明委員



藤田俊雄委員



中村寿雄委員



前川芳朗委員



内田保之委員



尾崎英作委員



後藤毅委員



福山勝委員



保坂益男委員



木村春樹委員



島村博幸氏
(事務局)



実態調査委員会

近促法に関する 助成措置のあらまし



—リース業界の近代化をめざして—

建設省計画局建設振興課振興係長
島村博幸

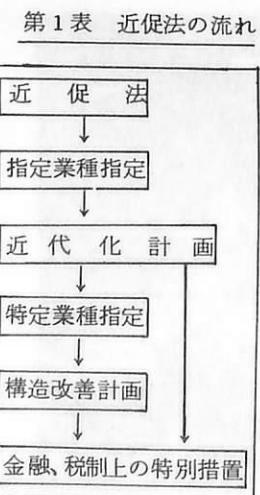
第1章 中小企業近代化促進法の概要

中小企業近代化促進法（以下、近促法と略します。）は、中小企業の業種、業態に応じて効率的かつ、計画的に近代化を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和38年3月に制定されたものです。本法は制定以来、中小企業をとりまく環境変化に応じて数次にわたる改正が行われ、その時々の経済情勢に対応した業種別近代化の推進のための中核的施策として機能しています。

1. 近促法のしくみ

近促法の仕組は、第1表及び第2表のとおりですが、第1段階は指定業種の近代化であり、第2段階は特定業種の構造改善事業です。

第1段階の指定業種の指定については、中小企業性業種で、経済政策上その業種に属する中小企業の近代化を図ることが必要な業種について、主務大臣が政令で行うことになっています。



建設機械器具賃貸業（以下賃貸業と略します。）については、建設業者の賃貸機械への依存度の高まりによって、急速に発展してきましたが、経済環境の変化に適応していくためには、安定した経営基盤に立ち公正な競争と業務の正確な履行を確保するとともに、建設機械のレベルアップに対処した適正な機械、資材の保有と技術者の育成強化、省エネルギー対策型及び公害対策型建設機械への投資等を行い設備の近代化を図る必要があります。しかしながら、中小規模の企業が多いことから、これらの問題を解決していくためには、業界ぐるみで企業の体质改善を緊急に行うことが必要となっています。

このような業界の実情認識のもとに、国は昭和56年10月9日付けで、賃貸業を近促法の指定業種に指定したところです。

指定業種になりますと、学識経験者、業界代表及び関係省庁等から構成される中小企業近代化審議会において実態調査が行われます。近代化計画はこの実態調査をもとに建設大臣が策定しますが、近代化審議会に諮問するので、業界の意見も十分反映されたものとなります。（賃貸業の場合は、近代化審議会の建設部会のなかに建設機械器具賃貸業分科会及び同実態調査委員会が設置されています。）

第2表 中小企業近代化促進法の概要

	指 定 業 種	特 定 業 種
指 定 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該業種における相当部分が中小企業者によって行われていること。 ② 国民生活の安定、向上を図る立場から早急にその近代化を図ることが必要であると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定業種であること。 ② 国民経済の健全な発展又は国民生活の安定向上を図る上で重要な業種であること。 ③ 緊急に構造改善を進める必要がある業種であること。 ④ 業界全体の意欲が旺盛であり、組織的に構造改善を進める体制が整っていること。
計 画	<p>名 称 策 定 主 体</p> <p>中小企業近代化計画 主務大臣（中小企業近代化審議会に諮問）</p> <p>計 画 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 近代化の目標（製品の性能又は品質、生産費、製品の供給の見通し等） ② 近代化の目標達成に必要な事項（新商品、新技術の開発、設備の近代化、適正生産規模競争の正常化、取引関係の改善等） ③ 近代化に際して配慮すべき事項（従業員の福祉向上、消費者の利益の増進、環境保全等） 	<p>中小企業構造改善計画 事業協同組合（連合会） 社団法人など（中小企業近代化審議会に諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構造改善事業の目標 ② 構造改善事業の内容及び実施時期 <ul style="list-style-type: none"> 1. 新商品、新技術の開発（共同技術開発、共同試験等） 2. 経営の規模又は方式の適正化（企業合同、協業化等） 3. 営業の近代化（共同投資、過剰設備の処理等） 4. 取引関係改善事業（共同販売、共同購入等） ③ 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及び調達法
助 成 措 置	<p>金 融 上 の 措 置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中小公庫・国民公庫近代化貸付(8.15%) ② 中小企業事業団企業合同資金貸付(2.7%) ③ 中小企業信用保険公庫近代化保険 <p>税 制 上 の 措 置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小公庫・国民公庫構造改善貸付(7.8%) ② 中小企業事業団知識集約化貸付(無利子) ③ 中小企業事業団構造改善等貸付(2.7%) ④ 中小企業信用保険公庫近代化保険 <ul style="list-style-type: none"> ① 機械等の割増償却(32%) ② 合併等に伴う登録免許税の特例 ③ 技術開発税制(税額控除、賦課金の任意償却、圧縮記帳) ④ 特別土地保有税及び事業所税の非課税措置
	助成対象者 指定業種に属する中小企業者	構造改善事業参加者

近代化計画の内容は、概ね 5 年後の業種が到達すべき品質、コスト等の「近代化の目標」、「設備の近代化、新商品・新技術の開発、取引関係の改善等の「近代化の達成に必要な事項」及び従業員の福祉向上、ユーザーの利益の増進等の「近代化に際して配慮すべき事項」です。

第 2 段階の特定業種の指定については、指定業種のなかから特に緊急にその業種に属する中小企業者の構造改善を図ることが必要なもの等、一定の要件を充たす場合に主務大臣が政令で行います。

賃貸業については、現在、特定業種の指定についても検討しているところです。

特定業種に指定されると、業界は自主的に近代化計画に基づく構造改善計画を策定することになります。この構造改善計画は社団法人、事業協同組合連合会等その業界を代表する団体が策定することになりますが、賃貸業の場合は、(社)全国建設機械リース業連合会が策定することになります。

構造改善計画は、近代化計画の目標年度と同じ年度を目標とする全体計画と年度別計画があり、いづれも主務大臣の承認が必要です。

計画の内容は、個別企業における経営規模の適正化、機械設備の近代化、事業協同組合等の共同施設における資機材の共同購入、共同技術開発、従業員の福利厚生事業等具体的な「構造改善事業の目標」、「その内容及び実施時期」及び「必要な資金の額、調達方法」等です。

これらの近代化計画及び構造改善計画の実施にあたっては、国及び関係団体によって指導が行われるとともに、金融、税制上の手厚い助成措置が設けられており、事業の円滑な推進が図られるような強力なバックアップ体制がとられています。

2. 指定業種の範囲

近促法の指定業種としての賃貸業の範囲は、各種の建設工事に用いる建設機械器具を貸するものをいいます。日本標準産業分類においては、大分類はサービス業で、7, 4 2 2 番に分類され、仮設業は除かれます。

主な賃貸物品は、掘削機、整地機械、締固め機械、舗装機械、基礎工事用機械及び仮設資材などです。

3. 近代化の方向

賃貸業の具体的な近代化の方向は、実態調査により業界の実情を把握してから定めることになりますが、現時点で考えられるものとしては次のようなものがあります。

(1) 試験機器等の開発

賃貸機械は、貸与前及び返還後それぞれ機械の性能などの点検整備を行い受注機会の確保に努めていますが、これらの修理点検用試験機器装置など高性能な省力化設備の開発をするため、共同による研究体制の整備を進めます。

(2) 適正な機械・資材の供給

賃貸業の所有する建設機械は傾向的に古くなっていますが、今後、省エネルギー対策、公害防止対策及び新工法・新技術の開発に伴う精度の高い機械を導入し、建設業のニーズにあった適正な建設機械の供給を行うとともに、整備技術の教育などをを行い技術・技能の向上を推進する。

(3) 事業の共同化、組織化の推進

設備機械の購入価格は、個々の企業の信用度などにより価格に格差があります。今後は機械の共同購入、機械設備及び機械置場などの共同保有、共同受注、共同配送及び共同計算センターの設置による資器材のコンピューター管理等を推進するとともに、経営規模の

適正化を図る。

(4) 管理基準の策定

建設機械は機種規格が多様にわたり、労働安全衛生面の災害を防止するため機械等の安全操業に必要な管理の作成基準を策定し、管理業務の効率化を促進するとともに発注者等の利益の増進に努める。

(5) 従業員の福祉対策

今後、定休制の確立、その他労働関係法令の遵守による労働条件の確保及び社宅等福利厚生施設の整備等により労働環境の整備に努める。

4. 中小企業の範囲

近促法に関する助成措置の適用を受けることができる中小企業の範囲は、賃貸業の場合次の

とおりです。

資本金1千万円以下の法人企業又は従業員50人以下の法人企業若しくは個人企業です。

なお、建設業の場合は、資本金1億円以下の法人企業又は従業員3百人以下の法人企業若しくは個人企業となっています。

第2章 指定業種に対する助成措置

1. 中小企業近代化促進貸付

中小企業金融公庫及び国民金融公庫においては、近代化計画に定められている機械設備その他の施設等を取得するために必要な資金に対して融資を行っています。

中小企業金融公庫の貸付条件は、第3表のと

第3表 構造改善貸付制度及び近代化促進貸付制度の対比

	構造改善貸付制度	近代化促進貸付制度
貸付方式	直接貸付、代理貸付	直接貸付、代理貸付
貸付対象者	中小企業者のうち、特定業種に属する事業を行なう者であつて承認を受けた構造改善計画に従つて構造改善事業を実施する者	中小企業者のうち、指定業種に属する事業を行なう者であつて構造近代化計画に従つて構造改善近代化事業を実施する者
貸付対象資金	構造改善事業を実施するために必要な設備資金（機械設備その他の施設、土地建物取得資金）及び長期運転資金（事業転換資金の場合を含む。）	設備資金（近代化計画に定められた機械設備の取得資金）
貸付限度額（一般貸付 分を含む）	○個人・法人 2億7,000万円 ○合併・出資法人 3億円 ○組合 5億4,000万円（組合員20人以上の場合は9億円）	○個人・法人 2億7,000万円 ○合併・出資法人 3億円 ○組合 5億4,000万円（組合員20人以上の場合は9億円）
貸付利率(年)	7.8%，ただし設備資金について1億8,000万円（組合3億6,000万円、<組合員20人以上の場合は5億4,000万円>）まで、その他8.2%	8.15%，ただし1億8,000万円（組合3億6,000万円、<組合員20人以上の場合は5億4,000万円>）まで、その他8.2%
償還期間	10年以内、運転資金は5年以内	10年以内
うち据置期間	2年以内、運転資金は1年以内	2年以内

おり、限度額の別枠設定、利率の引下げ及び貸付期間の長期化等有利なものとなっています。(普通貸付の場合、限度額が1億8千万円、利率年8.2パーセント、貸付期間は7年以内となっています。)

(1) 貸付対象者

中小企業者のうち、近促法の指定業種で、近代化計画が策定済の事業を行う者(以下指定中小企業者といいます。)が近代化促進貸付の対象となります。

事業協同組合等についても指定業種を行う場合は貸付対象となります。また、指定業種以外を兼業している場合であっても、売上高、固定資産等、従業員数のいずれかが指定業関係で全体の概ね30パーセントを超えるもの(近代化計画により、この基準に達すると認められるものを含みます。)は対象となります。

なお、特定業種の構造改善事業を実施している組合等の構成員については、近代化促進貸付を受けることはできません。

(2) 貸付対象資金

指定中小企業者が近代計画に従って、機械設備及びその他の施設を取得(改造・更新を含みます。)するために必要な設備資金が貸付けの対象となります。したがって、原則として近代化計画の中で近代化の効果があるものとして定められた機械設備等の取得資金が貸付対象となります。更に業種別に機械設備等の内容、性能等が限定される場合があります。

なお、事業協同組合等に対する貸付資金は、近代化計画に従ってその組合が必要とする資金であり、組合員に対する転貸貸金は対象となります。

① 特利適用対象(近促貸付)

近代化計画に記載されている指定設備の中から特利対象設備が定められます。

② 通利適用対象(準近促貸付)

特利対象設備以外の指定設備及び近代化に必要と認められる機械設備、構内運搬具の他、土地・建物・構築物についても次の要件を満すものについては準近促として貸付の対象となります。

(1) 指定設備の取得と同時計画により取得するもの

(2) 指定設備の設置場所と同一敷地又は同一敷地内に建てられるもの

(3) 貸付方式

公庫の本・支店又は出張所を窓口と「直接貸付」及び公庫の代理店(都市銀行、地方銀行、長期信用銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合等)を窓口とする「代理貸付」によって貸付が行われます。

(4) 貸付条件

① 貸付限度

単独企業(個人・法人): 2億7千万円以内)

合併及び出資法人: 3億円以内
組合: 5億4千万円以内(組合員20人以上の場合は9億円以内)

なお、貸付限度額は、その貸付者に対する近代化促進貸付及び一般貸付を含めた貸付残高の最高限度額をいい、一般貸付の限度額は近代化促進貸付の貸付限度額の内枠として合算します。

また、代理貸付については、直接貸付の範囲内で、一般貸付による限度(3500万円)の他に本制度による貸付として3,500

万円の範囲内で貸付を受けることができます。

② 貸付利率

特利対象設備について、1億8千万円(組合については3億6千万円。但し、組合員20人以上の場合には5億4千万円)を限度として年8.15パーセントです。これを超える部分については、通利(年8.25パーセント)となります。又、準近促貸付対象の機械設備、土地、建物及び構築物についても、通利が適用されます。

③ 償還期限

10年以内(うち据置2年以内)

④ その他

担保、保証人等は一般貸付と同様です。

(5) 手 続

近代化促進貸付を希望する指定中小企業者は、その設備計画を記載した借入申請書を公庫の本・支店又は代理店に提出し、所定の手続を経て融資を受けることになります。

(6) その他

以上の近代化促進の概要は、中小企業金融公庫から貸付を受ける場合のものですが、国民金融公庫から貸付を受ける場合においても貸付限度額が10分の1に、貸付対象者の規模が資本金1千万円以下又は従業員100人以下に限定される他は、中小企業金融公庫に準じます。

2. 企業合同資金貸付

近促法第8条の規定に基づき、指定中小企業者の生産又は規模の適正化を図る等中小企業の近代化に特に資すると認められる一定の合併又は出資について主務大臣が承認を行い、これに対し、長期・低利の高度化資金の助成が行われます。

なお、高度化資金については、第4章を参照

してください。

(1) 貸付対象

近促法第8条の規定に基づく主務大臣の承認に係る合併会社又は出資会社であつて、近促の指定業種又は特定業種に属する事業の近代化を著しく向上させるための事業を行う者が貸付対象となります。

なお、合併後存続する会社等が本事業を実施するに際し、大企業となつても差し支えありません。

(2) 貸付対象資金

企業合同貸付の貸付対象は、合併後存続する会社等の当該承認に係る設備資金計画に記載された土地、建物、構築物又は設備等の施設です。

(3) 貸付方法

貸付資金は、国(中小企業事業団)と都道府県が一定の割合で負担することになりますが、貸付窓口は原則として都道府県の商工担当課となっています。

(4) 貸付条件

① 助成割合 貸付対象事業費の65パーセント以内

② 貸付利率 2.7パーセント

③ 償還期限 12年以内(うち据置2年内)

(5) 手 続

企業合同資金の借入れを希望する者は、計画初期の段階から都道府県の商工担当課又は中小企業総合指導所等の診断指導機関に相談する必要があります。そして、企業合同のための診断を受け、次に近促法第8条の承認を受けることになります。

3. 近代化保険

近促法に基づく中小企業の近代化を図るために必要な資金について、民間金融機関等からの

融資の円滑化を図るため、中小企業信用保険法による「近代化保険制度」が設けられています。

(1) 措置の内容

中小企業信用保険は、信用・担保力に欠ける中小企業者の金融機関からの借入れ債務について、信用保証協会による信用保証を再保

険することにより、間接的に中小企業者の信用を補完し、金融機関からの資金融通の円滑化を促進するものです。

現在、一般的の保険として、第4表のとおり特別小口保険、無担保保険、普通保険の3種の保険制度が設けられており、一般的に1事業者当り

第4表 保険制度一覧表

条件種別	対象企業名	対象資金及び前提条件	付保限度	てん補率		保険料率	
				一般	災害、倒産、転換	一般	災害倒産転換
特別小口保険	小企業者	常時使用する従業員が5人(サービス業2人)以下の会社、個人及び事業協同小組合、その組合員、企業組合(従業員5人以下)であって特定事業を行い省令要件を備えているもの。	事業資金であって、担保(保証人の保証を含む。)を提供させない保証	300万円(他種保険を利用した場合は無担保保険等に変更される)	80% 80%	(年) 0.33% (0.29%)	(年) 0.19% (0.15%)
無担保保険	中小企業者	資本(出資)金額1億円(サービス業1,000万円)以下の会社、従業員300人(サービス業50人)以下の会社、個人、中小企業協同組合等であって特定事業を行うもの。	事業資金であって、担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証	1,000万円	80% 80%	(年) 0.46% (0.39%)	(年) 0.29% (0.25%)
普保通険	中企業小者	同上	事業資金	7,000万円 (組合 14,000万円)	70% 80%	(年) 0.57% (0.51%)	(年) 0.41% (0.35%)
近代化保険	近中小化企業関係者	上記中小企業者であって近促法指定業種に属する事業を行いうるもの、及び組合共同施設資金の貸付けを受けたもの	近代化資金(50万円超、1年以上のもの)	3,000万円 (組合 5,000万円)	70% /	(年) 0.55%	/

の保証限度額が8,000万円から9,000万円(組合は1億5,000万円)、保険料率が年0.03から0.57パーセントとなっています。

近代化保険は、近促法の近代化事業及び構造改善事業を実施する中小企業者に対し、近代化構造改善等を推進するために必要な設備資金及

び長期運転資金の融通について、一般保険制度の他に、本制度による保険として限度額を引上げる(3,000万円、組合は5,000万円)ほか、保険料率についても優遇(年0.55パーセント)するものです。

(2) 手続

近代化保険は、1件の借入金額が50万円を超えて、かつ、借入期間が1年以上の資金について適用されますが、適用を受けようとする者は、その実施する事業が中小企業の近代化を図るために必要である旨の都道府県知事(大阪、名古屋、横浜、川崎及び岐阜の各市長を含みます。)又は通商産業局長の証明を信用保証協会を経由して受ける必要があります。

中小企業者は、保証申入書にこの証明書を添付して信用保証協会に提出することにより保証を受けることになります。

第3章 特定業種に対する助成措置

A 金融上の助成措置

1. 構造改善貸付

主務大臣の承認を受けた構造改善計画に従って構造改善事業を実施する中小企業者に対しては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫を通じて、貸付金利、貸付限度等において特

利の資金助成措置が講じられています。

構造改善貸付の適用を受ける中小企業者(特定業種)については、近代化促進貸付(指定業)の適用は受けられませんが構造改善貸付は近代化促進貸付に比較すると、第3表のとおり、貸付金利、貸付対象資金等においてさらに有利となっています。

(1) 貸付対象者

中小企業者のうち、特定業種に属する事業を行う者であって、主務大臣の承認を受けた構造改善計画に従って構造改善事業を実施する者(以下特定中小企業者といいます)が対象となります。

この場合、事業協同組合、同連合会等で

あっても、その組合員が特定業種に属する事業を営んでいる組合については貸付対象となります。

また、兼業者の場合であっても、売上高、固定資産等のいずれかが特定業種に属する事業関係で30パーセントを超えているものは対象となります。

(2) 貸付対象資金

特定中小企業者が承認を受けた構造改善計画に従って、機械設備、その他の施設及び土地、建物を取得(改造、更新を含みます。)するために必要な資金が貸付の対象となります。

なお、事業協同組合等に対する貸付資金は構造改善計画に従って、その組合が必要とする資金であり、組合員に対する転貸資金が対象とならないのは、近代化促進貸付と同様です。

① 特利適用対象(構造貸付)

構造改善計画を実施するため必要な機械設備、車両運搬具及び設備の設置に必要不可欠な建物、構築物(事務所、厚生施設等は除く。)が、特利の貸付けが受けられます。

② 通利適用対象(準構造貸付)

構造改善計画を実施するため必要な土地建物、構築物(前記①以外のもの。事務所、厚生施設等を含みます。)及び長期運転資が、一般貸付と同じ金利での貸付けが受けられます。

(3) 貸付方法

公庫の本・支店又は出張所を窓口とする「直接貸付」及び公庫の代理店を窓口とする「代理貸付」によって貸付けが行われます。

(4) 貸付条件

① 貸付限度

単独企業(個人、法人): 2億7千万円以内

合併及び出資法人 : 3億円以内

組合 : 5 億 4 千万円以内
内(組合員 20 人以上の場合は 9 億円以内)

なお、近代化促進貸付と同様に、貸付限度額は、その貸付者に対する構造改善貸付及び一般貸付を含めた貸付残高の最高限度額です。

また、代理貸付についても、直接貸付の範囲内で、一般貸付による限度の他に本制度による貸付として 3,500 万円の範囲内で貸付けを受けることができます。

② 貸付利率

設備資金について、1 億 8 千万円(組合については 3 億 6 千万円。但し、組合員 20 人以上の場合には 5 億 4 千万円)を限度として年 7.8 パーセントです。これを超える部分及び準構改貸付に係る土地・建物、長期運転資金については、通利(8.2 パーセント)が適用されます。

なお、指定業種の近代化促進貸付においては、特利の対象となる機械を限定しているが、本構改貸付においては業界全体の構造改善に着目していることから、対象設備の限定はありません。

③ 債還期限

設備資金 : 10 年以内(うち据置 2 年以内)
長期運転資金 : 5 年以内(うち据置 1 年以内)

④ その他

担保・保証人等は、一般貸付と同様です。

⑤ 手 続

構造改善貸付の融資を希望する者は、構造改善計画の作成途上から事業協同組合等を通じて、中小企業金融公庫等と接触を図り、金融事前審査を受けることが望まれます。

構造改善計画が承認を受けた後に、中小企業金融公庫等に正式な借入申込を行い所定の手続

を経て融資を受けることになりますが、公庫は事前審査が完了していることもあり、迅速に、かつ可能な限り構造改善事業推進のために協力してくれることになっています。

(6) その他

第 2 章の 1 近代化促進貸付の(6)その他の項を参照してください。

2. 知識集約化共同事業貸付

承認を受けた構造改善計画に基づき、特定中小企業者が組合等を通じて、共同で新技術、新工法の研究開発又は教育・研修等ソフト面での経営合理化を行う場合に、高度化資金制度(第 4 章を参照してください。)の一環として設けられている措置です。

本措置の特色は、無利子という他の金融措置にみられない特別有利な貸付条件を適用していること及び高度化資金としては例外的に運転資金についても貸付対象としていることなどです。

(1) 貸付対象者

承認を受けた構造改善計画の内容として記載された知識集約化共同事業を実施する事業協同組合、同連合会等が貸付対象となります。

(2) 貸付対象資金

貸付対象範囲は、次の①又は②に該当するものです。

① 設備資金にあっては、次の事業を実施するために必要な施設及びこれに附帯する施設

- ① 製品開発に係る開発研究及び試作
- ② デザイン開発
- ③ 技術開発に係る開発研究及び試作
- ④ システム開発
- ⑤ 教育及び研修
- ⑥ 調査及び情報提供
- ⑦ 試験及び検査
- ⑧ その他①から⑦まで準ずるもの

② 運転資金にあっては、次に掲げる費用及びこれに附帯する費用

① 知識集約化共同事業の用に供する施設の操業に要する費用

② 商品開発、デザイン開発その他の開発所究及び試作に要する費用

③ 市場調査、需要調査、情報提供等に要する費用

④ その他①から③まで準ずる費用

(3) 貸付条件

① 助成割合：貸付対象事業の 80 パーセント以内

② 貸付利率：無利子

③ 債還期限：設備資金 16 年以内(うち据置 3 年以内)

運転資金 7 年以内(うち据置 1 年以内)

(4) 手 続

資金の借入を希望する組合等は、計画初期の段階から都道府県商工担当課又は診断指導担当課に相談し、その指導を受ける必要があります。

3. 構造改善高度化資金貸付

承認を受けた構造改善計画に基づいて高度化事業を実施する場合、高度化資金の助成割合の引き上げ、国(中小企業事業団)の負担割合を引上げ都道府県の負担を軽減する等、有利な条件での貸付けを行うことにしています。又、二都道府県以上にわたる事業については、特別広域高度化事業として、都道府県の負担割合をさらに軽減しています。

(1) 貸付対象者

承認を受けた構造改善計画に基づいて高度化事業を実施する事業協同組合、同連合会等が対象者となります。

(2) 貸付対象事業

構造改善等高度化事業の貸付対象事業は、ほとんどすべての高度化事業が対象となります。但し、貸貸業が利用しやすい事業は次のとおりです。

なお、各事業の具体的な内容は、第 4 章の高度化資金の項を参照してください。

① 共同施設事業

② 設備リース事業

③ 計算事務共同化事業

④ 企業合同事業

⑤ 共同公害防止・省エネルギー等事業

(3) 貸付条件

(2) の貸付対象事業のうち、(1)、(2)、(4)及び(5)の事業については、構造改善等高度化事業(一般)として次の条件で貸付けが受けられます。

① 助成割合：貸付対象事業費の 70 パーセント以内

② 貸付利率：年 2.7 パーセント

③ 債還期限：12 年以内(うち据置 2 年以内)

又、(4)の事業については、構造改善等高度化事業(特定)として、次の条件で貸付けが受けられます。

① 助成割合：貸付対象事業の 80 パーセント以内

② 貸付利率：無利子

③ 債還期限：16 年以内(うち据置 3 年以内)

(4) 手 続

2 の知識集約化共同事業と同様、計画の初期の段階から、都道府県と相談し、その指導を受ける必要があります。

4. 近代化保険

指定業種の近代化事業に対して講じられている近代化保険と同様の措置が、特定業種の構造

改善事業についても適用されます。(第2章参照)

B 税制上の助成措置

1. 機械等の割増償却

近促法の特定業種に関する事業を営む中小企業者を構成員とする社団法人又は事業協同組合連合会等が構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受けた場合には、承認を受けた日以後5年間、その計画に従って構造改善事業を実施する構成員は、機械・装置、工場用建物等の固定資産について、普通減価償却額の32パーセント相当額の割増償却が認められます。

本制度は、構造改善事業が円滑に推進され併せて自己資本の充実、経営基盤の強化を図ることを目的として設けられたものです。

(1) 適用対象者

次のすべての要件を満していることが必要です。

① 背景申告書を提出する中小法人企業又は個人企業であること。

なお、企業組合及び協業組合は適用対象となります。但し、社団法人、事業協同組合等は対象となりません。

② 特定業種に属する事業であって、構造改善事業に係るものを主として営んでいます。

なお、構造改善計画に係るものをして営んでいることとは、事業年(度)の総収入金額の50ペースト超が計画対象事業(賃貸業)からの収入金額である場合、又は期末における棚卸資産及び土地以外の固定資産の簿価の合計額の50ペースト超が計画対象事業に係るものである場合をいいます。

③ 構造改善計画の承認を受けた社団法人

又は事業協同組合連合会等の構成員であって、かつ、構造改善計画に従って規模適正化事業を実施していること。

なお、規模適正化事業とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 合併又は出資
- (2) 企業組合又は協業組合による協業
- (3) 協同組合による共同加工又は共同施工

(4) 業務提携による品種交換、委託加工又は委託生産

(5) 転業又は廃業

(6) 適正規模又は方式に到達している企業等(企業組合、協業組合、協同組合及び業務提携のグループを含む。)又は構造改善計画期間終了時までに到達することが確実な企業等が行う設備の近代化

(7) 取引の改善、技術の向上その他当該業種への構造改善に著しく寄与するものとして行う次の事業

① 共同購入又は共同販売

② 共同計算事務(電子計算機により行うもので、当該グループに属する企業の計算事務に活用するもの)

③ その他、その事業を実施することによって当該事業に参加する中小企業者の企業力が強化されるものとして中小企業庁長官が認めた事業

(2) 適用対象資産

- ① 機械及び装置
- ② 工場用の建物、倉庫業又は卸売業の用に供する倉庫用の建物、運送業又は運送取扱業の用に供する車庫用、倉庫用又は荷扱所用の建物
- ③ ②の附属設備

①から③の固定資産は、特定業種以外の兼

業事業に係るものでも割増償却の対象となります。又、新規に取得した資産に限らず、構造改善計画承認以前に取得し、現に事業の用に供している資産についても、割増償却の対象となります。但し、以前に規模適正化事業について定められた他の構造改善計画を受けたことのある組合等の構成であった者については、今回の構造改善計画の内容が規模適正化事業に加えて、新商品、新技術の開発に関するいわゆる知識集約化事業を含む計画である必要があります。割増償却対象資産は計画後新たに取得した償却資産に限定されます。

なお、本制度と他の特別償却制度との重複適用は同一年(度)において同時に認められません。但し、本制度と、他の特別償却制度の対象となることができる資産がある場合は、各資産ごとに最も有利な制度を選択することができます。

例えば、構造改善計画に従って新規の公害防止施設(賃貸用機械を除きます。)を導入した場合、初年(度)に公害防止施設の特別償却制度(取得価額の27パーセントの初年度特別償却)を利用し、2年(度)目以降は本制度の割増償却が4年間活用できます。

(3) 適用対象期間

① 個人企業の場合

構造改善計画の承認のあった日の属する年から当該年の1月1日以後5年経過した日の前日の属する年までの各年

(例) 各年 57 58 59 60 61 62
承認日 (5年)

② 法人企業の場合

構造改善計画の承認のあった日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後5年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業

年度

(例) 各企業の事業年度 承認日 (5事業年度)

(4) 割増償却度

当該事業年(度)の普通償却限度額の32パーセントに相当する額の割増償却が認められます。

なお、沖縄県において構造改善事業を実施する者に対しては、次の率による割増償却が認められます。

昭和62年5月14日までに終了する事業年度(個人は昭和61年まで) 55パーセント

昭和62年5月15日以後に終了する事業年度(個人は昭和62年以降) 32パーセント

(5) 具体的事例

新たに取得した機械について、割増償却制度を適用した場合であって、次のとおりと仮定します。

① 取得価額 1,000万円

② 耐用年数 10年

③ 傷却方法 定率法

④ 傷却率 0.206

⑤ 事業年度 1年

第5表 32パーセント割増償却制度の適用を受けた場合の具体的な事例

年度	普通償却のみの場合		32パーセント割増償却制度を適用した場合		償却差額 (B) - (A)
	期首簿価	償却額(A)	期首簿価	償却額(B)	
1 構造改善事業実施期間	千円 10,000 7,940 6,305 5,007 3,976	千円 2,060 1,635 1,298 1,031 819	千円 10,000 7,281 5,303 3,862 2,813	千円 2,719 1,978 1,441 1,049 764	千円 659 343 143 18 △55
6	3,157	650	2,049	422	△228
7	2,507	516	1,627	335	△181
8	1,991	410	1,292	266	△144
9	1,581	325	1,026	26	△299
10	1,256	256	1,000	-	△256
合計	-	9,000	-	9,000	-

すなわち、普通償却のみの場合では、初年度償却額は206万円ですが、32パーセントの割増償却の適用を受けた場合は、初年度償却額は普通償却額206万円のほかに、その32パーセントに相当する65万9千円が積上されて合計271万9千円となります。

(6) 申告要件

本制度の適用を受けるためには、社団法人又は事業協同組合連合会等から「規模適正化事業実施証明書」の交付を受け、確定申告等にこれを添付することが必要です。

2. 技術開発税制

中小企業が知識集約化の拡大を図り、環境変化への適応力を向上させ、成長、発展して行くためには、新技術・新工法の開発を行うことが重要です。

しかしながら、これらの開発事業は相当の資金負担を要し、又、開発リスクも大きいので個別企業で実施するよりも共同で試験研究事業を推進していくことが強く望まれます。

このため、構造改善計画に基づいて社団法人・事業協同組合等において、新技術・新工法の開発を行うための共同施設を設置する場合、前に紹介した知識集約化共同貸付（高度化資金）を無利子で融資する他、税制においても、(1)試験研究費賦課金の任意償却、(2)増加試験研究費の税額控除、(3)試験研究用資産の圧縮記帳の3つの特別措置が講じられています。

(1) 試験研究費賦課金の任意償却制度

構造改善計画について承認を受けている社団法人・事業協同組合等の構成員である者が試験研究費として負担する賦課金について任意償却

（特別償却）が認められ、その納付した日を含む事業年（度）以後の各事業年（度）において損金算入ができます。

① 適用対象者

承認を受けた構造改善計画に定める賦課の基準に基づいて、社団法人、事業協同組合等から試験研究用固定資産の取得、製作費用に充てるための負担金を賦課され、それを納付した当該社団法人、事業協同組合等の構成員たる中小企業者で背面申告を提出するものが対象となります。

② 対象負担金の範囲

任意償却の対象となる固定資産（社団法人・事業協同組合等が取得する試験研究施設）は、機械・装置、工具・器具及び備品で、土地、建物は含まれません。

従って、構成員の納付する負担金は、あらかじめ機械・装置等に充てられる負担金とその他（人件費等の運転資金、土地、建物の取得等）に充てられる負担金を明確にして賦課することが必要です。

また、社団法人、事業協同組合等が試験研究用固定資産の取得又は製作のため直接充てた負担金のみでなく、当該取得又は製作のために社団法人、事業協同組合等が借入れた資金の返済に充てるための負担金も対象となります。

(2) 増加試験研究費の税額控除

構造改善計画について承認を受けている社団法人・事業協同組合等の構成員である者が、試験研究費として負担する賦課金について、試験研究費の額が増加した場合の特別控除の対象に追加される。

試験研究費の額が増加した場合の特別控除とは、昭和42年1月1日を含む直前の事業年度から当該適用年（度）の直前の事業年度までの

各事業年（度）における試験研究費の最も多い額を超えて試験研究費を支出した場合に、その超える部分の20パーセントに相当する金額を所得税又は法人税から税額控除（所得税又は法人税額の10パーセントを限度とします。）することを認めるものです。

① 適用対象者

(1)の①の適用対象と同様です。

② 対象試験研究費（負担金）の範囲

製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で次のものが対象となります。

(イ) 原材料、人件費及び経費

(ロ) 機械・装置、工具及び備品の取得のための費用

(ハ) 土地・建物その他の取得のための費用

③ 具体的事例

通常の試験研究費	負担金の納付
昭和42年度	1,200千円
53年度	
54年度	1,500千円
55年度	
56年度	1,400千円
57年度	1,300千円 1,700千円

この事例では、昭和42年度から53年度までの試験研究費は120万円、54年度は150万円、55、56年度は140万円です。57年度は130万円の試験研究費を支出するとともに、構造改善事業に参加し、170万円の負担金を社団法人、事業協同組合等に納付した場合の控除されるべき税額の計算式は次のとおりです。

$$\{ (1,300 + 1,700) - 1,500 \} \times 0.2 = 300 \text{千円}$$

57年度に170万円の負担金を納付しなかつた場合には、その年の試験研究費は130万円で、42年度から56年度までの間で最

も多い試験研究費の150万円より少ないので税額の控除は認められません。

(3) 試験研究用資産の圧縮記帳

社団法人、事業協同組合等が承認された構造改善計画に基づく賦課基準に従って、納付された負担金により取得又は製作した試験研究用資産について、1円までの圧縮記帳が認められます。

なお、取得した試験研究用資産に賦課基準に基づく負担金以外の資金が含まれる場合は、負担金以外の金額に相当する額までの圧縮記帳ができます。

① 適用対象者

社団法人、事業協同組合等で青色申告書を提出するものが対象となります。

② 適用対象資産

対象資産は、土地、建物、機械、装置、車両及び運搬具、工具、器具、備品及び特許権等です。

(4) 申告要件

社団法人、事業協同組合等において、負担金が試験研究費用に充てられることが経理面において明確化されるため、区分経理を行う必要があります。

又、(1)負担金の任意償却及び(2)の増加試験研

究費の税額控除を受けようとする中小企業は、所要の税務書類に、社団法人、事業協同組合等から交付される構造改善事業実施証明及び試験研究の実施に係る負担金の納付証明を添付することが必要です。

3. 合併、現物出資の場合の登録免許税の軽減

企業の集約化事業は構造改善事業をはじめとする中小企業近代化対策の重要な柱のひとつです。

特に、集約化事業のうち合併・出資等いわゆる企業合同は最も効率の高い集約化であり、これを促進するため、金融上の措置（構造改善貸付及び高度化資金）に加えて税制面においても特別の助成措置が構じられています。

(1) 措置の内容

近促法第8条に基づき、主務大臣の承認を受けて法人を設立し、増資又は法人が合併した場合には、これらの法人の新設、増資又は合併の登記及びこれに伴う不動産の登記について、登録免許税が軽減されています。

(2) 登録免許税の軽減税率

第6表に示すとおり、企業の合併又は出資の際に登録免許税が軽減されます。

(3) 適用要件

近促法第8条に定める一定の要件を満たす

第6表 合併に関する登録免許税の軽減税率

		軽減税率	通常の税率
合併の場合	法人登記	被合併会社の資本金相当分 資本金の1,000分の1	1,000分の1.5
	その他の部分	被合併会社の資本金を超える資本金の 1,000分の3.5	1,000分の7
出資の場合	法人登記	不動産の価額の 1,000分の2	1,000分の6
	引継不動産の登記	法 人 登 記 資本金の1,000分の3.5	1,000分の7
		引継不動産の登記 不動産の価額の 1,000分の16	1,000分の50

ものであるほか、さらに次の2つの要件を満たしていかなければなりません。

① 構造改善計画の承認後5年以内に合併又は出資の承認を受けたものであること。

② 合併又は出資の承認後1年以内に登記を受けるものであること。

4. 特別土地保有税の非課税措置

承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供されるものに対する特別土地保有税は非課税とされます。

(1) 特別土地保有税の概要

① 課税対象

(1) 昭和44年1月1日以降に取得し、所持している土地は、その「土地」に対して所有者に課せられます。

(2) 昭和48年7月1日以降に取得した土地は、「土地の取得」に対して取得者に課せられます。

② 課税標準

土地の取得価額

③ 課税基準面積（免税点）

(1) 指定都市の区域 2,000平方メートル以下

(2) 都市計画区域を有する市町村の区域 5,000平方メートル以下

(3) その他の市町村区域 10,000平方メートル以下

④ 税率

(1) 土地の所有に対して課する税率

1.4パーセント（固定資産税と特別土地保有税と併せてみた場合の税負担が全体として時価課税となるような仕組がとられているため、当該年の固定資産税額分は控除されます。）

(2) 土地の取得に係る税率

3.0パーセント（不動産取得税と特別土

地保有税と併せてみた場合の税負担が全体として時価課税となるような仕組がとられているため、当該年の不動産取得額分は控除されます。）

(2) 適用対象となる土地

承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供する土地で、具体的には、新商品又は新技術の開発事業、集約化に伴う各種の共同施設の設置事業、合併又は出資新会社の設立等適正規模に到達するために行う企業設備の近代化又は近代化工場の新設、取引改善等に伴う施設の設置事業等の用に供する土地です。

(3) 申告要件

構造改善計画について主務大臣の承認を受けている社団法人、事業協同組合等から当該構造改善計画に従って構造改善事業を実施している旨の構造改善事業実施証明書の交付を受けるとともに、必要に応じて当該構造改善計画の一部の写し、非課税対象施設等証明書等をこれに添付し、所定の申告期限内に市町村長に提出することが必要です。

構造改善事業実施証明書の交付期間は、当該構造改善計画の承認のあった日を含む構成員の事業年（度）から当該計画の終りの日を含む構成員等の各事業年（度）に限られます。

5. 事業所税の非課税措置

承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供されるものに対する事業所税は非課税とされます。

(1) 事業所税の概要

① 課税対象

(1) 事業に係る事業所税

指定都市等に所在する事業所等において法人若しくは個人の行う事業に対し、

事業を行う者に課税されます。

(a) 新増設に係る事業所税

指定都市等における事業所用家屋の新築、若しくは増築に対し、事業所用家屋の建築主（家屋に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約にならないで自らその工事をする者）に課税されます。

なお、指定都市等とは、東京特別区、札幌、川崎、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、北九州、福岡、川口、武蔵野、三鷹、守口、東大阪、堺、尼崎、西宮、芦屋、広島の各市と人口30万以上の政令で定める都市（現在39都市）をいいます。

(b) 課税標準

(i) 新増設に係る事業所税 床面積

(ii) 事業に係る事業所税

① 資産割 床面積

② 従業者割 従業者給与の総額

(c) 免税点

(i) 新増設に係る事業所税 2千平方メートル以下

(ii) 事業に係る事業所税

① 資産割 1千平方メートル以下

② 従業者割 百人以下

(d) 税率

(i) 新増設に係る事業所税 1平方メートル当たり6千円

(ii) 事業に係る事業所税

① 資産割 1平方メートル当たり500円

(e) 適用対象施設

承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供される施設で、具体的には、知識集約化共同事業用施設、設備の近代化（機械、設備等の新増設又は廃棄をいいます）を実施した施設、生産又は経営の規模又は方式

の適正化に関する事業の用に供する施設及び取引関係の改善に関する事業の用に供する施設です。

(3) 申告要件

4の(3)特別土地保有税の非課税措置の申告用件に準じます。

第4章 近促法関連の助成措置

1. 高度化事業に対する助成措置

高度化事業とは、力の弱い中小企業が組合等を設立し、共同化、集団化して、近代化合理化等により構造改善を図る事業です。

高度化事業に対しては、各種の金融、税制上の助成措置が講じられています。

A 高度化資金

高度化資金は、高度化事業を実施する場合に、国（中小企業事業団）と都道府県が協力して助成する制度です。助成先は主に事業協同組合等の組合が中心となっており、又、指導と融資が一体的に運用され、融資のための審査を行なう前に、適切な診断指導が行なわれ、無駄な投資や過大投資が避けられるようになっています。

助成対象が政策金融であるため、法令等で厳しく要件が定められている反面、助成条件は、第7表のとおり他に例をみないほど長期かつ低利となっています。特に、近促法に基づく構造改善事業においては、共同化、協業化が目標達成のための重要な対策とされていふところから高度化資金の運用に当っては、特段の配慮をすることになっています。

なお、有利子の事業を一般高度化事業、無利子の事業を特定高度化事業と呼んでいます。

(1) 貸付対象者

高度化資金の貸付対象者は、原則として

第7表 高度化事業別助成条件表（建設関係に限る）

助成対象事業	助成割合			金利	償還期限	うち据置期間
	事業団	県	(計)			
(1)共同施設事業	42%	23%	65%	2.7%	12年以内	2年以内
(2)設備リース事業	42	23	65	2.7	12年以内	2年以内
(3)計算事務共同化事業	42	23	65	2.7	12年以内	2年以内
(4)企業合同事業	42	23	65	2.7	12年以内	2年以内
(5)共同公害防止・省エネ等事業	40	40	80	無利子	15年以内	3年以内
(6)知識集約化共同事業	40	40	80	無利子	設備運転7年以内	設備運転1年以内
●構造改善等高度化事業(一般)	55	15	70	2.7	12~15年以内	2~3年以内
" (特定)	54	26	80	無利子	12~16年以内	2~3年以内
●特別広域高度化事業(一般)	60	10	70	2.7	12~15年以内	2~3年以内
" (特定)	70	10	80	無利子	12~16年以内	2~4年以内

事業協同組合等の中小企業者のための組合

です。但し、企業合同事業、計算事務共同化事業等については、一定の会社が対象として認められています。

又、個別企業は、組合を通じて貸付けを受けることができますが、単独では前述の企業合同資金貸付けを除き、対象とはなりません。

(2) 貸付方法

高度化資金は、中小企業事業団と都道府県が資金を出し合って助成しております。助成方法とは第8表のとおり、二方式があります。

通常の高度化事業については、事業団が都道府県に必要な資金の一部を貸付け、これに都道

第8表 高度化資金の貸付方法

高度化事業の形態	助成資金の流れ	助成窓口
(1) A方式 通常の高度化事業	(財源追加) 事業団→都道府県→中小企業者 助成財源の一部の貸付け（資金助成）	各都道府県の商工担当部
(2) B方式 広域高度化事業	(財源追加) 都道府県→事業団→中小企業者 助成財源の一部の貸付け（資金助成）	商工組合中央金庫（事業団の代理店）

府県が財源を追加して中小企業者に助成する方式（A方式といいます。）により行います。又、2都道府県以上に所在する中小企業者が実施する等の広域的な高度化事業等については、事業団が都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受け、これに事業団が財源を追加して中小企業者に助成する方式（B方式といいます。）により行います。

A方式については、各都道府県の商工担当課が窓口となり、B方式については、事業団の貸付業務の代理店である商工組合中央金庫が窓口となって助成を行っています。

（3）貸付対象事業

高度化資金の助成対象事業は、いろいろな種類がありますが、賃貸業が利用しやすい事業をいくつか紹介します。

（1）共同施設事業

事業協同組合等が組合員の経営の合理化を図るために、生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、その他の事業を行うための共同施設を設置する事業です。他の高度化事業に比べ細かな適用要件がないので、最も簡単に利用できる事業です。

（2）設備リース事業

事業協同組合等が、公害防止設備、省資源省エネルギー設備又は安全衛生設備を一括取得して、組合員又は所属員に買取予約付きで賃貸する事業です。他の高度化事業は個別企業が利用する機械、設備は対象となりませんが、本事業は緊急性、非採算性にかんがみて、組合を通じて個別企業の機械設備を助成対象としています。

（4）計算事務共同化事業（計算センター）

中小企業者がその経営の合理化、経営コストの低減を図るために、組合又は共同出資の会社組織により、共同でコンピュータを購入

（コンピューター本体をリースにより本事業を実施する場合であっても、その他の関連施設は貸付対象となり得ます。）し、その経理事務を共同で処理する。いわゆる計算センターを設置する事業です。

（5）企業合同事業

中小企業者が近促法第8条の規定に基づき主務大臣の承認を受けて、合併又は共同出資により会社を設立し、当該会社が指定業種又は特定業種に属する事業の生産性を著しく向上させるために行うものです。（第2章を参照してください。）

（6）共同公害防止、省エネルギー等事業

本事業は、中小企業者が事業協同組合等を通じて共同で公害防止施設を設置し、又は代替・省エネルギー転換施設を設置する場合に資金助成を行い、産業公害の防止又は代替・省エネルギー転換を促進しようとするものです。

具体的な内容は、前述した事業（=）を除きます。）を実施するに当って、公害防止関連法令等により規制の対象となっている汚水、ばい煙、産業廃棄物及び騒音等の公害を防止するための施設又は代替・省エネルギー転換施設を設けるためのものです。

（7）貸付条件

- ① 助成割合：貸付対象事業費の65パーセントから90パーセント以内
- ② 貸付利率：年2.7パーセント又は無利子
- ③ 債還期限：12年から16年以内（うち据置2年から4年以内）

（8）手 続

高度化事業を実施しようとする中小企業者は、計画が具体化する初期の段階から都道府県の商工担当課又は診断、指導担当課等に相談し、計画の作成にあたって適切な指導を受

けることが必要です。

B 税制上の措置

高度化資金の融資を受けて高度化事業を実施する場合、次のような税制上の特別措置が講じられている。

- （1）高度化事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
- （2）事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等
- （3）登録免許税の軽減
- （4）不動産取得税の軽減
- （5）不動産取得税の免除
- （6）固定資産税の課税標準の特例
- （7）特別土地保有税及び事業所税の非課税

2. 中小企業構造改善準備金制度

本制度は、中小企業者が共同事業などに要する資金の蓄積を容易にするため、中小企業近代化資金等助成法（以下助成法と略します。）に規定する事業協同組合、同連合会等（以下特定組合といいます。）が中小企業構造改善準備金勘定を設け、組合員からの納付金を当該勘定に積立てる場合に税制上の特別措置を講ずるもの

（1）近促法と助成法との関係

助成法に基づく構造改善準備金制度と近促法に基づく構造改善事業は、法的には全く別の制度ですが、近促法により構造改善事業の一環として積極的に活用することが望まれます。

又、手続上も、近促法による構造改善計画の承認申請の際に添付する書類の大部分が、本準備金の承認申請にそのまま転用できることになっています。

（2）適用対象者

特定組合で、青色申告をするものが対象となります。

（3）中小企業構造改善事業計画

中小企業構造改善事業を実施しようとする特定組合は、構造改善事業計画を作成し、主務大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければなりません。計画の内容として記載すべき事項は次のとおりです。

① 中小企業構造改善事業の目的、内容、実施期間

② 必要な資金の額、その調達方法、組合員又は会員に対する経費の賦課基準

（4）組合員の納付限度額

組合員の年間の納付限度額は当該組合員の基準年度における売上高の概ね1千分の15です。

なお、転換・廃業等の促進事業を実施する場合は、納付限度額が1千万の2.5に引き上げられる等の特例が認められます。

（5）課税の特例

① 組合員が特定組合へ納付金を納付した場合には、当該納付金に相当する金額は、その納付した日を含む事業年（度）の所得金額の計算上損金又は必要経費に算入できます。

② 組合員からの納付金は特定組合が構造改善準備金として積み立てたときには、特定組合の所得金額の計算上、損金に算入できます。

③ 構造改善準備金を取り崩したときは、特定組合の益金に算入しますが構造改善事業計画に基づき共同施設を取得したときは、当該取得に係る準備金取り崩し相当額の25パーセント（建物の場合は、福利厚生施設が16パーセント、その他が8パーセント）の初年度特別償却を行うことができます。

3. 技術改善費補助金

中小企業による新技術・新工法等の研究開発を促進するとともに、競争力の強化、生産能率

の向上、福祉・安全対策等に資することを目的として、必要な技術研究又は試作を行う中小企業者に対し、補助金が交付されます。

補助率は、対象経費の2分の1以内（省エネルギー、代替エネルギー技術及び公害防止技術

に関するものは3分の2）で補助限度は300万円から1,200万円までとなっています。

なお、補助金を交付申請する場合は、概ね前年度の2月上旬頃までに都道府県の商工担当課等へ技術改善計画書を提出する必要があります。

近代化計画 調査開始

実態調査委員長

全建リース連近代化促進委員長

志茂 法人



リース・レンタル業は、建設産業の機械の分野から新たな事業として急速に独立発展を遂げ、機械化施工の原動力となってこんにち重要な役割を果してきたことは充分ご認識の事と思います。その存在と評価が指定業種に適用され、業界の育成、振興が公表されました。これにより建設省が当業界の実態調査を行い近代化計画を策定し、必要な指導が行われることになります。

振り返ってみると、激しい受注競争の間に様々な思惑のアミを張り、賃貸料ダンピングの振幅に明け暮れ、ユーザー、仲間をアウトロー的にカケ廻る業界であったのです。然し乍ら次第に大型設備が増えヤード、整備機器の装置化が進むにつれこの性格は次第に改めてきてています。これから業界はどうあるべきかが社会的に問いかれていくのです。

連合会は、傘下18団体の会員と共にこの大きな問題を背負って昭和60年代に向って進めいくわけあります。

まずこれから事業に参加するにしても、うちではどういうことをするか、と考えると、どんなことが出来るか、ということが先に立って簡単に判断がつくわけでもないと思います、とにかく最初は、まづ大きな絵を描く、そこには協業化の問題とか、共同組合による事業法の問題などを研究してみます。絵に描いたモチかも知れませんが大綱を決めてあれこれ議論を重ねていくにつれ、出

ることと、出来ないことの見極めがついてくるわけです。今までの設備の合理化、近代化だけにとどまらず、経営のシステムの合理化あるいは省力化の方向をたどるきっかけにもなるわけです。究極的には、経営はどうあるべきかの問題から、料金、契約に關係してくるし、機械、設備の合理化ばかりでなしに、経営改善の中で原価意識が強まり流通段階全体が近代化していくことが出来るのです。

リース・レンタル業は、どのように近代化するか、少しづつ前進はじめています。

近代化促進委員は、近代化計画作成資料の調査関係を中心指導、検討するため組織され、所属協会にそれぞれ設置されています。したがって促進委員は、所属協会会員の指導的役割を果しながら近代化の方向について目標を定め、意思統一でできたものから順次具体化して事業計画を出していきます。

実態調査委員会

建設機械器具賃貸業実態調査委員会は、建設、通産の行政側と専門家、及び連合会側から委嘱調査員として建設省主催によって行われております。主として調査関係を中心に、われわれ業界の現状分析と内蔵する問題点について調査項目別に審議を重ねて、ようやく委員会としての意見をまとめ、建設部会分科会に答申、3月24日調査の実施方法と調査票の承認を得ることが出来ました。調査

票は4月末には連合会傘下750の事業所に一勢
に送達されることになります。

標準産業分類指定変更

リース・レンタル業は、前述の通り生産体系の中で重要な機能を果しているにもかかわらずサービス業に分類され、昭和47年4月建設機械器具賃貸業が新設されてから実に10年にもなろうとしています。そのため様々な不合理な点は、いまさら数え上げてもキリがないといえます。しかしながら昨年12月分類改訂要望の要請がありました。連合会は、分類指定変更の理由として、建設業の組織の一部とし、機械部門が分離独立した密接な形としての建設関連業であるとしました。建設業に仲間入りを果し分類項目に建設関連業として新設されるということは、業界にとって画期的な出来ごとになります。主務官庁からあたたかいことを得ています。これによって意欲ある中堅企業の近代化への仲間入りも更に促進されてまいります。

編集後記

芽吹いた若葉が日増しに色濃く拡がって、今力強く、春だけなわです。我々建設業界では期待ばかりの繰り返しで、もひとつぱっとしませんが、一日も早い景気の春を手に入れたいものです。

本号は「近促法活用の概要」と銘打って、近促法特集号としてお届け致します。昨秋念願の近促法指定業種に指定され、今更に歩を進めて特定業種の指定を得られるよう、内からの体制づくりに励むとともに、公には中小企業近代化審議会の中の建設部会、分科会及び建設機械実態委員会が構成され、審議が活発に回を重ねて来ております。これらの委員の方々をご紹介すると共に、近代化への経緯、心構え、これから見通し等、官側からもお言葉、お励しをいただいております。特に建設省計画局建設振興課の島村振興係長殿にはご多忙の処近促法に関する助成のあらましをご懇切にご教示いただきました。心より感謝申し上げます。今後共全会員の熱意を期待するものであります。

連合会副会長・広報委員長
中村 憲

会報 第18号・近促法特集号

発行／昭和57年4月28日、発行者／(社)全国建設機械リース業連合会
東京都千代田区神田駿河台2-1近江兄弟ビル4F(〒101) TEL03(293)7273~4
発行責任者／広報委員長 中村 憲
制作／ノダ企画・東京都文京区湯島1-12-5小安ビル(〒113) TEL03(832)6473

会員名簿

(昭和57年4月現在)

社団法人全国建設機械リース業連合会

会長 山内鹿蔵

事務局 東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F
〒101 電話03(293)7273~4

会員名称	代表者名	事務局所在地	電話	〒
北海道建設機械リース業協会	伊藤 鉄雄	北海道札幌市中央区 大通東3丁目 (株)大鉄内	011 241-5086	060
青森県建設機械リース業協会	高橋 弘一	青森県青森市港町1-7-1 (株)高重組内	0177 41-6531	030
宮城県建設機械リース業協会	阿部 喜平	宮城県仙台市福室字高砂駅東 17 青葉商工ビル3F	0222 59-0631	983
福島県建設機械仮設リース業協会	坂本 市郎	福島県郡山市富田町字向館 121-23	0249 52-0588	963
東京建設機械リース業協会	山内 鹿蔵	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-294 4071~2	101
日本重機械リース業協会	後藤 毅	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03 295-1820	101
神奈川県建設機械リース業協会	中村 憲	神奈川県横浜市西区平沼 1-2-23 中村ビル	045 322-0613	220
静岡県建設機械リース業協会	松井 重雄	静岡県浜松市上西町865 大興リース(株)内	0534 63-8821	435
静岡県重機建設業工業組合	近藤 憲一	静岡県静岡市下川原6-24-14	0542 59-7542	421-01
中部建設機械リース業協会	坂井 照	愛知県名古屋市西区藤ノ宮通 り3-43 小出ビル内	052 571-2080	451
富山県建設機械リース業協会	高野 登	富山県黒部市沓掛道上割3025 吉田商会内	0765 54-1371	938
石川県建設機械リース業協会	吉川 義孝	石川県金沢市元菊町14-10 (株)ケンシン内	0762 33-1217	920
福井県建設機械リース業協会	水野 健治	福井県福井市下河北町一字町永25-1 (株)シラサワケンキリース(株)内	0776 38-1580	919-03
大阪建設機械リース協同組合	永田 仁作	大阪府大阪市浪速区桜川3-1-28 臨田第1ビル内	06 562-1987	556
兵庫県建設機械リース業協同組合	桐月 正邦	兵庫県神戸市中央区多聞通3-2-9 甲南スカイビル4F316号	078 361-2481	650
中国建設機械リース業協会	野口 誠輔	広島県福山市曙町3丁目252-2 富野機工(株)内	0849 53-9511	721
四国建設機械リース業協会	松井 貴	香川県高松市春日町795 (株)田中鉄工所内	0878 41-2105	761-01
九州建設機械リース業協会	木付 辰生	福岡県福岡市東区箱崎7-1-124 西鉄(株)建機営業部内	092 631-1331	812

社団法人全国建設機械リース業連合会
東京都千代田区神田駿河台2-1近江兄弟ビル4F(〒101)
TEL03(293)7273~4